

# 人事行政の運営等の状況報告

## 1 職員の採用および退職の状況

(平成29年度中)						
区分	事務・技術職	医師	技能労務職	消防士	一般職合計	内、他自治体との間の派遣・割当等
平成29年度採用	20人	0人	0人	5人	25人	0人
平成29年度退職	20人	1人	2人	0人	23人	1人

(短時間再任用職員は含んでいません。)

## 2 職員の人事評価及び勤務評定の状況

職員の人材育成や配置等人事管理の基礎資料とするため、地方公務員法の定めに基づき、医師を除く全職員を対象に年間2回の人事評価を実施しています。また、職員の昇給、昇格等に際しては、所属長による勤務評定を実施しています。

区分	人 数	内 容
昇給時	551人	定期昇給時における所属長による勤務評定
昇格・昇任時	40人	主事から主任主事等、昇任時における所属長の勤務評定

## 3 部門別職員数の状況

区分	職員数(人)				対前年増減数	主な増減理由
部門	27年	28年	29年	30年		
一般行政部門	議会	6	6	6	6	0
	総務・企画	141	135	132	131	△ 1 減員
	税務	36	35	35	34	△ 1 短時間再任用職員の配置
	民生	73	70	70	70	0
	衛生	43	45	47	48	1 業務量の増
	労働	3	3	3	3	0
	農林水産	40	40	40	41	1 業務量の増
特別行政部門	商工	32	38	39	36	△ 3 減員
	土木	64	63	60	59	△ 1 短時間再任用職員の配置
	小計	438	435	432	428	△ 4
特別行政部門	教育	69	66	62	62	0
政部門	消防	112	114	116	125	9 業務量の増
	普通会計計	619	615	610	615	5
公営企業等会計部門	病院	9	9	10	9	△ 1 嘱託化
	水道	24	24	23	23	0
	下水道	10	10	9	8	△ 1 減員
	その他	24	24	22	21	△ 1 減員
	小計	67	67	64	61	△ 3
	合 計	686	682	674	676	2

(市長、副市長、教育長、短時間再任用職員は含んでいません。)

## 4 定員適正化への取り組み状況

平成33年度に職員数を539人(消防職員除く)にするとした、浜田市定員適正化計画のもとに、毎年退職者の4/5相当の職員採用を行い、職員数の削減に努めます。さらに、業務のスリム化や組織機構の改革、人員配置の見直しなどにより、適正な定員管理を図ります。

区分	人 口 (各年3月31日現在)	普通会計職員数 (各年4月1日現在)	対前年 増減数	人口千人当たりの普通会計職員数
平成29年	55,553人	610人	△ 5人	10.98人
平成30年	54,586人	615人	5人	11.26人

(この表の人口は、住民基本台帳人口です。)

## 5 職員採用試験の実施状況

(平成29年度中。採用日は平成30年4月1日)

試験区分	応募者	受験者	採用者	備考
一般事務員	64人	50人	6人	
一般事務員 (社員登用)	32人	25人	4人	
土木技師	5人	5人	2人	
水道技師	6人	6人	1人	
幼稚園教諭	6人	6人	1人	
消防士	29人	27人	9人	
計	142人	119人	23人	

## 6 職員の勤務時間等の状況

区分	内 容
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く1日当たり7時間45分、週38時間45分勤務)
休憩時間	午後0時から午後1時までの1時間
週休日	日曜日および土曜日
休 日	国民の祝日に規定する法律に規定する休日および年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)

※職員の勤務時間等は、職場の特殊事情により勤務の割振りをしています。

市的人事行政の運営における公正性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法および浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成29年度における職員の任用・職員数・勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営等の状況についてお知らせします。なお、給与などの状況については、『広報はまだ』3月号および市ホームページで公表していますのでご覧ください。(本庁人事課)

## 7 職員の休暇等の状況

区分	内 容																		
年次有給休暇	1年につき20日間付与、新規採用職員(4月1日付)は15日間付与。																		
病気休暇	負傷または疾病のため療養することがやむを得ないと認められる場合の休暇。私傷病に該当する場合は90日付与。																		
特別休暇	(12)職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、5日の範囲内の期間付与。 (13)小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の母子保健法による乳幼児検診、予防接種法による予防接種等を受けるため付添う必要があるとき、1人に限り必要と認める期間付与。 (14)中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日(2人以上の場合は10日)の範囲内の期間付与。 (15)日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において5日(2人以上の場合は10日)の範囲内の期間付与。 (16)職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、次のとおり付与。 <table border="1"><thead><tr><th>死亡した者</th><th>日数</th></tr></thead><tbody><tr><td>配偶者</td><td>10日以内</td></tr><tr><td>父母</td><td>7日以内</td></tr><tr><td>子</td><td>5日以内</td></tr><tr><td>祖父母</td><td>3日以内</td></tr><tr><td>孫</td><td>1日</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日以内</td></tr><tr><td>おじ・おば</td><td>1日</td></tr><tr><td>おい・めい</td><td>1日</td></tr></tbody></table> (17)職員が父母、配偶者及び子の追悼のため特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年においてそれ1回1日の範囲内の期間付与。 (18)職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき、7月から9月までの期間内において3日の範囲内の期間付与。 (19)職員が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1年において3日の範囲内の期間付与。 (20)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断、入院勧告等により、その出勤することが著しく困難であると認められるとき、必要と認める期間付与。 (21)地震、水害、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1週間を超えない範囲内で必要と認める期間付与。 (22)職員が地震、水害、火災その他の非常災害により交通を遮断された場合で、その出勤することが著しく困難であると認められるとき、職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって、職員が他の便宜の方法により出勤することが著しく困難であると認められるとき、必要と認める期間付与。 介護休暇 (10)生後3年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき(男性職員にあっては、配偶者が急病等によりやむを得ず子の保育を必要とする場合に限る。)、1日2回それぞれ30分(生後1年に達しない子を育てる場合にあっては、60分)を超えない範囲内で必要と認める期間付与。 (11)職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、3日の範囲内の期間付与。	死亡した者	日数	配偶者	10日以内	父母	7日以内	子	5日以内	祖父母	3日以内	孫	1日	兄弟姉妹	3日以内	おじ・おば	1日	おい・めい	1日
死亡した者	日数																		
配偶者	10日以内																		
父母	7日以内																		
子	5日以内																		
祖父母	3日以内																		
孫	1日																		
兄弟姉妹	3日以内																		
おじ・おば	1日																		
おい・めい	1日																		

## 8 職員の分限および懲戒処分の状況

区分	分限処分	懲戒処分
免職	休職	降任
処分者数	0人	0人
	0人	0人

※地方公務員法に、上表の職務上の義務が定められています。

## 9 職員の服務の状況

職務上の義務	法令などを遵守する義務	職務命令に従う義務
職務上の義務	信用失墜行為の禁止	秘密を守る義務
職務上の義務	職務に専念する義務	政治行為などの制限
職務上の義務	争議行為などの禁止	営利企業等の従事制限

※地方公務員法に、上表の職務上の義務が定められています。

## 10 職員の退職管理の状況

地方公務員法等の定めに基づき、営利企業等に再就職した退職者による現職職員への働きかけ等を規制するほか、退職職員からの届出に基づく再就職の状況を公表します。届出及び公表は、管理職であった者が営利企業等の常勤の役員、又は非常勤の役員に就任した場合としています。

区分	管理職数	件数

<tbl\_r cells="3" ix="1" maxcspan="